

法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況

法第 4 条に基づく措置の実施状況

別表 1

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者である場合）

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5	80	85	138	146	181	191	266	278	278	324	328	342	344
うち、実行に係る貸付債権の額	0	70	85	100	141	181	188	205	278	278	280	288	289	302
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	5	10	0	37	5	0	2	60	0	0	43	0	11	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	42	42

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	11	16	29	32	35	41	51	54	55	60	64	67	69
うち、実行に係る貸付債権の数	0	10	16	21	31	35	40	46	54	55	56	63	64	67
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	0	8	1	0	1	5	0	0	4	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2

別表 2

法第 5 条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	118	157	195	210	233	255	284	286	286	300	313	317	333
うち、実行に係る貸付債権の額	0	45	138	191	206	230	245	265	283	283	297	310	310	329
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	69	15	0	0	0	6	16	0	0	0	0	4	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	12	15	19	20	21	24	26	27	27	28	29	31	32
うち、実行に係る貸付債権の数	0	4	13	18	19	20	21	24	26	26	27	28	28	31
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	7	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

（注）法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。